

電子取引データ保存措置の猶予期間は令和5年12月末まで！ 電子帳簿保存法への対応はお済みでしょうか

令和4年度税制改正の「宥恕措置」を適用している場合は、令和5年12月31日までに電子取引をプリントアウトして保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんでした。しかし、適用期限後の令和6年1月1日より、電子取引はシステム等の整備が間に合っていない場合などを除いて、電子データでの保存が必要となります。(データのやり取りが無く紙媒体でのみやり取りしていたものについては、従来同様データ化する義務はありません。)

■電子帳簿保存法とは？

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

①電子帳簿等保存【希望者のみ】

パソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

②スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③電子取引データ保存

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

■データの保存方法についてのポイント

電子取引に該当する国税関係書類は原則として下記の要件を満たして保存する必要があります。

- ・改ざん防止のための措置が取られている(タイムスタンプ付与、修正・削除履歴が残る等)
- ・ディスプレイやプリンタ等で閲覧・データ出力ができる
- ・データを「日付、金額、取引先」で検索できる

制度の詳細については「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikashaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>)



■デジタル化支援制度のご案内

- ・IT導入補助金 通常枠(補助対象：ソフトウェアやシステムの購入費・利用料)

A類型：補助額5万円～150万円未満(補助率1/2)

B類型：補助額150万円～450万円以下(補助率1/2)

- ・IT導入補助金 デジタル化基盤導入枠(補助対象：上記導入費+ハードウェア費)

ソフトウェア分：下限なし～50万円以下(補助率3/4)、50万円超～350万円以下(補助率2/3)

ハードウェア分：PC・タブレット10万円以下(補助率1/2)

レジ・券売機20万円以下(補助率1/2)

【お問合せ先】IT導入補助金2023後期事務局コールセンター (TEL：0570-666-376/平日9：30～17：30)

2ドア軽自動車地域最安値

24時間

2,200円～

1週間 **8,580円**～ 1ヶ月 **27,280円**～

メンテナンス不要・保険付き・税込

**買うより借りる
ガッツでしょ!**

ガッツレンタカー新潟駅前店

TEL: 025-256-8520 FAX: 025-256-8325
新潟市中央区明石1-2-10 コーポ明石1F
<https://guts-rentacar.com/>

『認定支援機関』として新潟の企業を応援します!

詳しくはこちらへ → <https://www.ogawakaikei.co.jp/>
(本店) 新潟市東区豊2-6-52 TEL 025-271-2212

<p>税理士法人 小川会計</p>	<p>株式会社 小川会計 コンサルティング</p>	<p>社会保険労務士法人 K B S</p>
●法人税務～相続まで総合支援 ●事業承継とコロナ対策支援	●経営計画策定・モニタリング支援 ●認定支援機関補助金申請	●人事・労務相談 ●就業規則・助成金申請

会社の福利厚生を応援します

新潟市が出資している法人です。
従業員1人当たり月800円で、充実した福利厚生を実現!

会員募集中!

主な事業：慶弔給付、健康維持増進、自己啓発援助、余暇活動援助ほか

詳しいサービス内容はインターネットで

愛称 **ニピイ**

公益財団法人
新潟市勤労者福祉サービスセンター
新潟市中央区西堀通6-878-1 西堀7番館ビル3F
電話 (025) 201-6113 <https://www.nipy.jp/>